東京外環自動車道 八潮パーキングエリア下部工工事

番号	質問箇所	質 問 事 項	回 答
1	特記仕様書P27~30 27-6構造物掘削 割 数量計算書(220819送付) 仮設構 造物設計報告書 構造物掘削について	構造物掘削の内容に記載のある「地盤改良土」は、積算基準書における土質区分のどの 分類とすればよろしいですか。	「地盤改良土」については、特記仕様書27-32 地盤改良工に示す改良土 の強度からお考え下さい。
2	業務)	「PA4」、「PB7」、「PC3」、「PC4」、「PD1」橋脚における、PCウェルエのコンクリート(底版(水中)コンクリート打設、頂版コンクリート打設)についてコンクリート打設規模の記載がありません。PDF P11 に記載されている「打設量による区分」と同様に考えてよろしいでしょうか。あるいは、「打設量による区分」をお示しください。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
3	業務)	「PB2」、「PB3」、「PB4」、「PB5」、「PB6」橋脚における、橋脚耐震補強工についてコンクリート打設規模の記載がありません。 PDF P11 に記載されている「打設量による区分」と同様に考えてよろしいでしょうか。あるいは、「打設量による区分」をお示しください。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
4	金抜設計書 PDF P6 [~] 7 附帯工設計図(21/93 [~] 25/93)	単価表38番「PuL・O. 45・O. 45」、45番「Bf・O. 35・O. 235(F)」、46番「Bf・O. 50・O. 32O(F)」、47番「PLo・O. 30・O・3O(F)」、49番「P(H)・1・ ϕ O. 3O(Sd-B)」について、附帯工設計図に詳細図がありません。詳細図をお示しください。	単価表47番「PLo・O. 30・O・30(F)」については、第1期迂回路設計図 (55/85)を参照ください。 その他の項目については標準図集を参照ください。
5	数量計算書(八潮地区橋梁設計検討 業務) PDF P119、120、251 耐震補強用コ ンクリート表面処理工の数量 金抜設計書 PDF P12	数量総括表「P216」、「PB2」、「PB3」、「PB4」、「PB5」、「PB6」における鉄筋コンクリート巻立て工およびRC縁端拡幅工横変位拘束構造の「耐震補強用コンクリート表面処理工」の数量と「P213」橋脚におけるRC縁端拡幅工横変位拘束構造の「耐震補強用コンクリート表面処理工」の数量を合計すると770.3(755.0+6.5+8.8=770.3) ㎡となります。単価表115番に記載されている891㎡との数量の相違がありますが、金抜設計書の数量が正しい数量でしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
6	数量計算書(220819送付) 仮設構 造物設計報告書 構造物掘削につい て	数量計算書に記載されている「埋戻し土①」と「埋戻し土②」の土砂区分は土砂 I でしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。

東京外環自動車道 八潮パーキングエリア下部工工事

番号	質問箇所	質 問 事 項	回 答
7	特記仕様書 P27 [~] 31 構造物掘削 腹起し、切梁、火打ちについて	「腹起し、切梁、火打ち」について、締切りの記載はありますが、撤去の記載がありません。内容に撤去が含まれるのかご教示ください。	「腹起し、切梁、火打ち」については、矢板による締切に付随するものであることから、これらの設置撤去については一連の作業に含むものとお考え下さい。
	特記仕様書 P30~31 構造物掘削特殊部N1~T2	「構造物掘削特殊部N1 [~] T2」の構造物掘削の土砂区分をご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
	特記仕様書 P53~54 27-30締切工	締切工におけるA1、B1、B2の鋼矢板は新品の購入品でしょうか、または中古品の購入品でしょうか。	鋼矢板購入品の新品・中古品の区分についての指定はありません。 貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
1 10	軟弱地盤対策工設計図(8/16、 9/16)	締切工の鋼矢板の継手箇所の数をご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
	特記仕様書P30 [~] 31 構造物掘削特殊部N1 [~] T1	構造物掘削の土砂区分N1 [~] T1の構造物掘削の土砂区分、範囲、陸上・水中掘削等、詳しい条件をご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
12	調査基準価格の算出方法	調査基準価格の算出方法について、本工事の公告日が令和4年6月27日であるため、 NEXCO東日本ホームページ(https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/)に記載の「工事における低入札価格調査について」においては、「令和3年7月1日以降から令和4年6月30日までに入札公告等を行うもの」に、本工事は該当すると考えてよろしいでしょうか?	そのとおりです。